

衣笠中学校部活動規定

※衣笠中学校部活動規定は、京都市立中学校部活動ガイドラインに準じて定めた規定である。

京都市立衣笠中学校 生徒指導部 部活動係

1 目的

部活動は、学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心を持つ生徒・教職員をもって組織することを原則とし、「体育的な活動」、「文化的な活動」、「生産的な活動」を行うこととする。

2 設置部・廃部について

①部活動は、部員と本校教職員が顧問としていることにより成立するものとする。

②原則として、1部1人以上の本校の教職員を必要とする。

3 入部について

①部員は、衣笠中学校生に限る。

②1人1部とする。放送局との兼部は認めるが、兼ねる部活動顧問と相談をすること。

③入部については、保護者・担任・顧問の承認を得なければならない。この際、1年間で定着することが望ましいが、やむなく変更する場合は、上記三者の指導の上、認める。

④毎年4月に確認の意味で入部届けを提出するが、2・3年生は退部届を出さない限り、継続入部の状態となる。

4 平日の活動について

①活動時間

●夏時間（2月4週頃～9月頃）	●冬時間（10月頃～2月3週頃）
活動時間 5：30まで 5：30～5：40 後片付け・清掃 5：45 完全下校	活動時間 5：00まで 5：00～5：10 後片付け・清掃 5：15 完全下校

②部活動は、顧問の指導のもと部員が自主的な運営を行う。

③活動時間の延長について

- ・冬時間の期間に限り公式戦1週間前は、延長が必要な場合、管理職の承認を得て30分間延長することができる。
- ・部活動係に連絡し、管理職の承認を得て、職員朝礼で周知し、ホワイトボードに記入する。
- ・活動は、必ず顧問が付き添いのもとで行い、下校指導も徹底する。
- ・延長を行う場合、保護者への連絡を徹底し、下校時間を知らせる。配布プリントは管理職と係へそれぞれ一部ずつ提出。

④朝練習は禁止。

⑤テスト1週間前の練習は、公式戦1週間前に限る。延長練習は認めず、通常時間帯で行う。その際、学

習時間を確保するよう、顧問が計画を立てる。

- ⑥完全下校の指導は顧問が責任を持って行う。使用場所の整理・整頓・施錠なども顧問が責任を持って行う。
- ⑦学級で昼食時間が設定されていない日の昼食は、各ミーティング教室、または各活動場所付近（顧問の指示）でとる。
- ⑧運動部活動は各部所定の場所で更衣し、鍵の管理を徹底すること。（更衣以外の目的で使用しない）また、各更衣場所の清掃を定期的に行う。

5 休日・休業中の活動・及び休養日について

- ①活動時間は原則として、午前9：00～午後5：00とする。
- ②顧問の直接指導のもとでの活動を原則とする。
- ③登下校時の服装は、標準服、または部で定められたものとする。
- ④施錠については、顧問が責任を持つ。
- ⑤お盆・正月の前後の学校閉鎖期間には活動をしないこととする。
- ⑥長期休業中の活動は、顧問付き添いのもとで活動を行う。その際、ある程度まとまった休養日を設けることとする。
- ⑦休日（公式戦当日・練習試合中止の場合を除く）の練習であっても早朝練習は認めない。
- ⑧週2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等^{*}で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）
※大会参加とは、中体連または各競技団体が主催する大会に限る。
- ⑨天候や、インフルエンザの流行などにより、活動を停止または短縮する場合がある。

6 校外指導について

- ①校外で活動を行う場合は、校外指導届を市教委に提出すること。（公式戦は対象外）
- ②顧問は、実施日や場所、引率方法について事前に学校長の承認を得て、可能な限り早く保護者に周知する。また、配布プリントは予定表も含め、校長名及び顧問名を記入し、一部は学校長に提出する。
- ③移動は、徒歩または公共交通機関、貸切バスなどとし、自家用車やレンタルのマイクロバスなど、教職員や保護者の運転する車で移動させてはならない。

7 行事の日の活動について

次の日の活動は原則行わない。

「入学式の前日と当日」、「卒業式の前日と当日」、「文化学習発表会前日準備と当日」、
「合唱コンクール当日」、「体育大会前日準備と当日」また、その他健康面等で停止が妥当と判断された場合。

8 その他

- ①体育館・グラウンド割り当て平日の使用については係、休日は関係の顧問間で調整する。ウィンドブレーカーをつくっても良いが、高額にならないように十分配慮すること。
- ②部活動時の服装は、平日・休日の練習・試合を問わず、各部活動で認められたTシャツ・ユニフォーム・ウィンドブレーカー・学校指定の体操服を着用する。私服や個人のTシャツ等は認められない。
- ③休日の活動時のスポーツドリンク類は、顧問が許可した場合は認める。
- ④学校内での練習について、坂ダッシュなどの練習をする場合は、第2校舎付近まで行わず、渡り廊下までで止めること。2校舎の壁をタッチするまでダッシュするなどの練習は禁止とする。（窓ガラスに突っ込んでしまい怪我が起こるため。また、坂の延長線上の2校舎の壁には事故防止のため、プランターを設置する）また、走る方向も統一する。
- ⑤雨天時の練習や、割り当て待機時の活動は、安全面を十分考えた内容にする。
- ⑥顧問が学校外の生徒と連絡をとる際は、原則として学校の電話を使用し、保護者を通して行う。携帯電話の番号や、メールアドレス等を生徒に教えたり、生徒から取得したりしない。また、顧問が保護者に番号を教える際は、学校長に届けることとする。
- ⑦1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑧費用（交通費・練習着等）に関しては、保護者負担の軽減や徴収方法の配慮をすること。
- ⑨教職員の会議、または研修会のある日は、全部活動停止とする。
- ⑩午前中授業の日は17:00完全下校とする。
- ⑪各部活動の月予定表については、係が集約し、掲示しますので、月終わりまでにご提出ください。
- ⑫休日、祝日の予定については、必ずお帰りまでに休日部活動予定のファイルにご記入ください。
- ⑬下校指導については、顧問全員で行いますので、ご協力ください。
- ⑭外部コーチをお願いしている部活動については、教職員に連絡するとともに、来校の際には、必ず職員室に立ち寄るよう、ご連絡をお願いします。
- ⑮休日の部活動のケータイについては、平日と同様の扱いとする。